

大牟田市排せつケア相談員養成研修受講規定

大牟田市は、大牟田市排せつケア相談員養成研修（以下「研修」とする。）における受講生の受講および修了要件について、以下のとおり規定する。

1 研修の出席

- (1) 受講生は、大牟田市が別に示すスケジュールに掲載される研修に出席しなければならない。
- (2) 研修の欠席は、原則として認めない。
- (3) 受講生は、やむを得ない事由により研修を欠席する場合は、速やかに所属長を経て事務局に欠席届（別記様式第1号）を提出しなければならない。
- (4) 欠席した場合については、欠席した研修を翌年度に受講しなければならない。
なお、翌年度までに全研修を受講できない場合は、修了を認めないこととする。
- (5) 受講生は、研修修了後においてもフォローアップ研修や症例検討会等に出席するなどして、自身のスキルアップに努めなければならない。

2 事前課題の提出

受講生は、研修期間において以下の①～⑤の事前課題を、事務局に所定の記録用紙や電子記録で提出しなければならない。①～⑤までの事前課題が、11回目の本研修開催日までに提出できない場合は、「修了不可」とする。

- ① オムツ体験レポート（第2回目受講時に提出）
- ② 排尿日誌（第3回目の受講時に提出）
- ③ 排便日誌（第5回目の受講時に提出）
- ④ 自施設内での排せつケア事例（第10回目の受講時に提出。既定の事例概要まとめ以外に、事例の排尿日誌・排便チェック表を必ず記録して添付する）
- ⑤ 自施設の排せつケアの課題と今後の排せつケア推進アクションプラン（第11回目の修了者発表会時に発表する）

3 個人情報の保護

受講生は、個人情報保護の重要性を認識し、この研修に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。また、受講生は、研修において知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、他の目的に使用してはならない。この研修を修了、又は研修を途中で受講できなくなった場合などにおいても同様とする。

受講生は、これらの実施を誓約するための誓約書（別記様式第2号）を大牟田市に提出するものとする。

4 その他

- (1) フォローアップ研修終了後は、研修の目的を達成するためには、3か月ごとに、受講生グループが中心となって、直面している排せつケア事例を協議・検討する「大牟田市排せつケア事例検討会」を行っていくこととしている。
- (2) 受講生は、年1回、市が開催する市民向けのフォーラム等への出席に努めるものとする。
- (3) 受講修了生には大牟田市が認定する「排せつケア相談員」の資格が与えられる。本資格は、認定更新制度を施行し、様式第3号で示している単位を3年間で、15単位以上、取得しなければ認定更新は認められない。
- (4) 修了生については、市のホームページと広報おおむたに掲載する。